

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービスA「すこやかシニア教室」
通所型サービスC「リハビリ強化型すこやかシニア教室」
契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社ミストラルサービス
主たる事務所の所在地	〒620-0851 福知山市長田大野下 2737-12
代表者（職名・氏名）	代表取締役 渡辺 哲也
設 立 年 月 日	平成10年3月27日
電 話 番 号	0773-20-2221

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ミストラル健康センター豊里
サ ー ビ ス の 種 類	通所型サービスA、通所型サービスC
事 業 所 の 所 在 地	〒623-0222 綾部市栗町土居ノ内 31（綾部市ふれあいの家）
電 話 番 号	0773-47-5333
利 用 定 員	定員20人（Cの定員5人含む）
通常の事業の実施地域	綾部市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
経営理念	きめこまやかな福祉サービスの提供により、誰もが安心して暮らせるやさしい街づくりに貢献する。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所型サービスA及び通所型サービスCは、市内の公共施設または事業者が設置する施設に通っていただき、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上のプログラムに参加することにより生活機能の向上を図るサービスです。また、事業参加終了後も主体的に介護予防に取組み自己実現できるようにプログラム内容を身に付けていただくために支援します。

5. 営業日時及び利用回数

営業日	火曜日・水曜日・木曜日 ただし、祝・祭日、お盆（8/13～15）、年末年始（12/30～1/3）を除きます
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午後1時00分から午後3時30分まで
利用回数	1～2週間に1回の利用を基本とします

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数			
従業員	常勤	0人、	非常勤	7人
うち介護福祉士	常勤	0人、	非常勤	1人
うち介護職員初任者研修	常勤	0人、	非常勤	3人
うち無資格者	常勤	0人、	非常勤	2人
うち看護師	常勤	0人、	非常勤	1人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 山口 裕子
----------	------------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得がある65歳以上の方は利用者の負担割合証に準ずる。)の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の金額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業の利用料・・・基本部分及び加算の合計の額となります。

【基本部分：通所型サービスA】利用者負担()は2割、[]は3割負担になります。

サービス名称	基本利用料（1回あたり）	利用者負担額
通所型サービスA	3,050 円	305（610）〔915〕 円
通所型サービスA・入浴	500 円	50（100）〔150〕 円

(※1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(※2) 送迎利用料については、利用1回当たりにつき、204円を別途実費として申し受けます。

【基本部分：通所型サービスC】利用者負担()は2割、[]は3割負担になります。

サービス名称	基本利用料（1月あたり）	利用者負担額
通所型サービスC	14,460 円	1,446（2,892）〔4,338〕 円

(※1) 送迎利用料については、利用1回当たりにつき、200円を別途実費として申し受けます。

(※2) サービス利用期間は、4か月間とします。

(2) その他の費用

そ の 他	利用者負担が適当と認められるものなど必要に応じて費用が生じる場合は、実費をいただきます。
-------	--

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	利用者負担金の 100%の額

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 料金の支払い方法

①事業者は毎月、10日すぎに前月分の利用料を請求いたします。

②お支払い方法は、原則として口座自動引落し（利用月の翌月28日引落）とさせていただきます。

③上記の他に銀行振込、現金集金にも対応させていただきますが、翌月20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

9. 緊急時における対応方法

事業者は、現にサービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び綾部市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。（但し、当社加入損害保険補償額内とする）

保 険 会 社	日新火災海上保険株式会社 代理店 株式会社K G Kビジネスサービス 保険名 統合賠償責任保険
---------	---

11. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0773-47-5333 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	綾部市高齢者介護課	電話番号 0773-42-3280
	京都府国民健康保険団体連合会	電話番号 075-354-9090

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （1）サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- （2）サービスを安全に利用していただくために、ご自身で体調を整えていただくことも大切です。①運動直前の食事を避ける、②水分補給を十分に行う、③睡眠不足、体調不良の時は無理しない、などのことに留意してください。
- （3）複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- （4）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は等事業所の担当者へご連絡ください。
- （5）サービス事業参加時以外にも自宅での自主的な運動などを行っていただくとともに、生活活動をできる限り自分で行っていただくことで生活機能の向上に役立ちます。

13. サービス利用にあたっての禁止事項について

- （1）事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- （2）パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- （3）サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

14. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

〈事業所〉

所在地 京都府綾部市栗町土居ノ内 31

名 称 ミストラル健康センター豊里

説明者氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

〈利用者〉

住所

氏名

〈代理人〉

（後見人又は家族代表者）

住所

氏名